

京都市会事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市会議長 橋村 芳和

京都市会規程第2号

京都市会事務局規程の一部を改正する規程

京都市会事務局規程の一部を次のように改正する。

第7条調査課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)